

PTにおける関係団体からのヒアリングの概要

平成28年2月2日

金融庁総務企画局

1. 預保納付金による奨学金事業のあり方

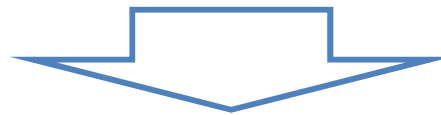
日本財団からのヒアリングの概要

奨学生の家庭状況

- ✓ 約6割が母子家庭・両親がいない子ども
- ✓ 約2割が所得ゼロ・生活保護家庭
- ✓ 平均所得169万円

奨学金事業の課題

- ✓ 奨学金事業を巡る課題として、厳しい経済状況におかれている奨学生に、さらに負担を強い
ている。
 - 高校から大学院卒業まで貸与の場合卒業と同時に900万円の返済額が発生
- ✓ 現段階では想定された貸与人数(200～300名)を下回っており、奨学金資金が十分活用できて
いない。



「奨学金事業を貸与から給付へ変更すべき」との提案

2. 預保納付金による団体助成事業のあり方

全国被害者支援ネットワーク・日本財団からのヒアリングの概要

犯罪被害者支援の基本的考え方

- ✓ 被害者にとって必要なのは、「全国どこでも、いつでも求める支援が受けられること」(全国どこからでも、24時間365日いつでも、相談できる窓口があること)

被害者支援団体での人材育成に関する現状と課題

- ✓ 被害者の支援のためには、実際に被害者に接する相談員等の人材が必要不可欠
- ✓ 犯罪被害相談員を育成し、支援活動の中核となる「支援活動責任者」の充実・強化を図る
← 責務に見合った活動費が不可欠
- ✓ 次世代の相談員等を育成することが急務



「相談体制の整備と相談員等の人材確保・増員が不可欠」との要望

- ✓ 24時間365日 相談体制の仕組みが必要(全国統一番号の電話相談)
- ✓ 相談員等の人材確保及びそのための財源を安定的に確保できる仕組みが必要

3. 預保納付金事業のあり方を検討するに当たって留意すべき点

- ✓ 預保納付金事業については、法律において「犯罪被害者等の支援の充実のために支出するもの」とされているところであるが、その事業内容を見直し、資金使途の拡大を検討する際には、以下の点に留意する必要があるのではないかと。
- ◆ 本来減少していくことが望ましい振り込め詐欺等の被害金を原資とする、という預保納付金の性格を考慮すべきこと
- ◆ 既に国及び地方公共団体が実施している、あるいは実施が見込まれている事業の肩代わりとならないこと。また、預保納付金の使途拡大の結果、これまで被害者等支援を行っていた民間団体が支出を差し控え、全体として支援の拡充につながらないという事態は避けるべきこと
- ◆ 限りある財源の中で、事業の優先順位を勘案しつつ検討すべきこと

(参考) 金融機関における被害者への返金状況のフォローアップ

全国銀行協会からのヒアリングの概要

手続周知の取組み

- ✓ 潜在的被害者が行うべき手続等の周知
- ✓ 潜在的被害者への連絡

「潜在的被害者への連絡」に関する課題

- ✓ 被害者と連絡を取るのが困難
 - ✓ 連絡を受けることを望まない被害者も存在
 - ✓ ヤミ金被害者への対応が困難
- 等



全国銀行協会における今後の取組み

犯罪利用預金口座の抑制	● 口座開設審査の徹底 ● 口座の売買は犯罪行為であることの啓蒙
振り込め詐欺被害の抑制	● 振り込め詐欺被害の未然防止活動の継続
返金率の向上	● 相対的に返金率の低い会員銀行の取組みを底上げ